

「令和5年度カーボンニュートラルに向けた熱分野・寒冷地の脱炭素化の方向性等調査検討委託業務」の入札説明書に関する質問回答

令和5年5月10日
環境省地球環境局
地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

No.	質問事項	回答	備考
1	<p>1. 検討対象</p> <p>「1. 業務の目的」では、「本業務では、当該事業と連携しながら、<u>民間企業</u>による再エネ熱・未利用熱利用、熱分野及び寒冷地の脱炭素化に向けたモデル的取組等に関する調査・検討を行い、（以下略）」とあり、対象は民間企業とされているが、民間企業以外（自治体や一般家庭等）は検討対象に含まれないのか。</p>	自治体、一般家庭等を対象とすることを妨げるものではありませんが、民間企業による取組を中心に調査・検討いただくことを想定しています。	
2	<p>2. 概要作成件数</p> <p>「2. 業務の内容」のうち、（1）の「概要・優良事例集の作成」について、概要を作成する補助案件の件数も提案内容に含まれるのか、最低件数等の規定はあるか。</p>	概要を作成する補助案件の件数は、協力いただける補助事業者の数にも依存するため、明示的に提案内容としては求めません。最低件数についても、同様の理由で設けません。	
3	<p>3. モデル事例案の定義</p> <p>「2. 業務の内容」のうち、（2）の「我が国の熱分野・寒冷地の脱炭素化の方向性の整理」について、「調査結果に基づき、地域特性に応じた実現性の高い<u>モデル事例案</u>について、有識者等の意見を踏まえて考案し、そのモデルの普及展開を加速させるための支援策も含めて検討すること。」とあるが、モデル事例案とは過去に実在した事例をモデルとして選定することを指すのか、調査結果を踏まえて今後実現可能性があるモデルを新たに考案することを指すのか、どちらを想定されているのか。</p>	後者（調査結果を踏まえて今後実現可能性があるモデルを新たに考案）を想定しています。	

No.	質問事項	回答	備考
4	<p>4. 熱分野・寒冷地について</p> <p>「2. 業務の内容」のうち、(2)の「我が国の熱分野・寒冷地の脱炭素化の方向性の整理」について、「寒冷地」については、熱需要以外のエネルギー需要も含まれるか。</p> <p>*参考：令和5年度「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」のうち、「(2)⑥熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業」では、「地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、①熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、②寒冷地での脱炭素化のモデル」と定義されていると理解している。</p>	<p>御認識のとおり、「寒冷地」については、温室効果ガスの排出源を問わず、その脱炭素化の方向性を整理いただくことを想定しています。</p>	
5	<p>5. 仕様書2.(2)の要求要件</p> <p>別添3「提案書作成・審査要領」において、「I 提案書作成要領1. 提案書の構成及び作成方法」の、「2. 業務の実施方法」 「2.2仕様書2.(2)の業務内容」の要求要件では、「熱分野の脱炭素化の方向性の整理」とあるが、別添5「評価基準表」の同項目の要求要件では、「熱分野・寒冷地の脱炭素化の方向性の整理」とある。別添5の要求要件の方が正しいという理解でよいか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>	